

## 勾留中の被疑者等に対する生活環境の調整

保護観察所では、令和5年12月1日に「刑法等の一部を改正する法律」により改正後の「更生保護法」が施行されたことに伴い、「勾留中の被疑者に対する生活環境の調整」を開始しました。

- 従来から実施していた「更生緊急保護の重点実施等」の運用を踏まえ、それが法定化されたもの。
- 勾留されている被疑者であって、検察官が罪を犯したと認めた者について、身体の拘束を解かれた場合の社会復帰を円滑にするため必要があると認めるときに、その者の同意を得て、釈放後の住居、就業先その他の生活環境の調整を行う。

**地域支援への円滑な移行  
切れ目のない支援の実施**

(勾留中の被告人についても同様の調整を実施。)

＜被疑者に関する調整の流れ＞

